

大阪医科薬科大学 医学研究支援センター実験動物部門運営委員会細則

(昭和63年10月19日施行)

第1条 大阪医科薬科大学医学研究支援センター実験動物部門細則第7条第2項の規定に基づき、実験動物部門運営委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

第2条 委員会は、実験動物部門の管理及び運営に関する事項を審議する。

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 部門長（選出規定：実験動物部門細則 第5条を参照）
- (2) 副部門長（選出規定：実験動物部門細則 第6条を参照）
- (3) 総合教育、基礎医学、臨床医学担当の教員各1名
- (4) 利用者会議長及び副議長

2 前項第3号の委員は、医学部及び看護学部教授会の議を経て学長が委嘱する。その任期は、6月1日より2年とし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合、委員をそれぞれの規程に従い選出する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、部門長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の過半数の出席（代理出席と委任状を含む。）により議事を開く。

2 採決を要するときは、出席委員の過半数の賛否によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を延べさせることができる。

第7条 この細則の改廃は、部門長の発議により委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、昭和63年10月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年6月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年5月8日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年11月17日から施行する。